

ID: 50

担当部署: 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	利用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	高根沢町仁井田体育館の設置及び管理に関する条例 第6条(第5条第2項及び指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合を含む。)		
<b>例規番号</b>	平成15年条例第20号		
<b>【基準】</b>			
第6条及び第7条の規定による。 (利用許可)			
第6条 施設を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ町長に利用許可を申請し、許可を受けなければならない。 (利用制限)			
第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。			
(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。			
(2) 施設及び設備を破損するおそれがあるとき。			
(3) 町長が、管理上支障があると認めるとき。			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年3月27日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日